実施	平成28年度

事務事業事後評価表

≪基本情報≫

事務事業の名称【1】	一般廃棄物適正処理事業	所管課【2】	環境整備課
		評価者(担当者)	境　順一
総合計画での位置付け【3】	基本目標(章)	②人と自然にやさしい環境のまちづくり	重点施策【4】
	主要施策(節)	(6)ごみ・し尿処理と再資源化の推進	□該当
	施策区分	(1)ごみの分別収集の推進	
	(市民意識調査結果)	□【A】重点改善領域　☑【B】重点維持領域　□【C】観察領域　□【D】維持領域	
実施の根拠(複数回答可)【5】	□市長公約　□新市建設計画【　年度予定　:　金額　千円】 ☑法令、県・市条例等【 玉名市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例 】 □その他の計画【　】　□該当なし		
事業区分【6】	□ソフト事業　☑義務的事業　□建設・整備事業　□施設の維持管理事業 □内部管理事務　□計画等の策定事務		
会計区分【7】	☑一般会計　□特別・企業会計【　】	款 4	項 2　目 2　細目 1

≪事務事業の目的≫

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか)【8】	市内から排出される一般廃棄物の分別・収集・運搬・再生・処分等は市の責務とされている。
対象(誰、何に対して)【9】	市民、事業者、家庭からの一般廃棄物、事業系一般廃棄物、不法投棄された一般廃棄物
意図(どのような状態にしたいのか)【10】	市民が安心して家庭からの廃棄物を排出できるよう廃棄物収集業者等と蜜に連絡を取り合いながら適正な処理を行い、また、不法投棄等をさせないよう啓発等に努め市内の環境の整備を図る。

≪事務事業の概要≫

事業期間【11】	□単年度のみ【　年度】　☑単年度繰返し【 H17 年度から】　□期間限定複数年度【　年度～　年度まで】	
事業主体【12】	□国　□県　☑市　□民間　□その他【　】	
実施方法【13】	□直営　☑全部委託　□一部委託　□補助金等交付　□その他【　】	
事務事業の具体的内容【14】	・家庭からの廃棄物の収集運搬について廃棄物処理業者に対し委託を行う。また、収集や分別に関し助言、協議を行う。 ・事業所から排出されるごみについて、収集運搬を行う廃棄物処理業者に対し、市内での活動に対し許可を与える。 ・不法投棄に対し、市内を分割し各廃棄物処理業者に地区巡回や回収を委託する。 ・不法投棄に対し、投棄された地権者等に対し助言や指導を行い不法投棄等されにくい環境づくりを行う。	⇒ 事務事業を構成する細事業【15】 ① 廃棄物収集運搬委託業務 ② 一般廃棄物処理(収集運搬)許可業務 ③ 不法投棄処理委託業務 ④ 不法投棄対策事業 ⑤

≪事務事業実施に係るコスト≫

			H25年度決算	H26年度決算	H27年度決算	H28年度予算	全体計画
投入コスト	事業費(千円)	国庫支出金 %					
		県支出金 %					
		起債 %					
		受益者負担					
		その他(ごみ袋販売収益)	64,815	64,252	63,752	64,151	
		一般財源	86,550	92,598	93,684	90,620	
		【16】小計	151,365	156,850	157,436	154,771	0
		[再掲]臨時・非常勤職員人件費(千円)	0	0	0	0	
	職員の人件費	職員人工数	0.63	0.63	0.58	0.58	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,424	5,761	5,761	5,761	
		【17】小計	3,417	3,629	3,341	3,341	
合計			154,782	160,479	160,777	158,112	

≪事務事業の手段と活動指標≫【18】

事務事業を構成する細事業		手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	H25実績	H26実績	H27実績	H28計画
①	廃棄物収集運搬委託業務	委託業者により家庭ごみの収集・運搬を行う。	収集運搬日数	日	247	248	252	249
②	一般廃棄物処理(収集運搬)許可業務	事業者に事業系廃棄物の収集運搬を許可する。	許可件数	件	28	28	21	27
③	不法投棄処理委託業務	委託業者6社により不法投棄物の巡回と回収を行う。	巡回日数	日	120	120	142	127
④	不法投棄対策事業	不法投棄防止のため相談・巡回・看板設置等を行う。	看板設置数	本	50	50	50	50
⑤								

≪事務事業の成果≫【19】

	成果指標(意図の数値化)	計算方法又は説明	単位	H25目標	H26目標	H27目標	H28目標
				H25実績	H26実績	H27実績	
1	不法投棄回収量	委託業者6社による不法投棄ごみの回収量	t	3.80	6.45	3.39	4.54
				6.45	3.39	1.10	
2	家庭ごみ収集運搬量	年間に収集運搬した家庭ごみの量	t	12,218	12,424	12,501	12.381
				12,424	12,501	16,785	

≪事務事業の評価≫

評価項目		評価の視点	評価	評価の説明
妥当性〈判定〉	実施主体の妥当性【20】	市が実施すべき事業か。また、民間やNPO等他の団体では実施できない事業か。	□問題あり □問題なし	
	目的の妥当性【21】	税金を使って達成する目的か。また、市民ニーズの低下により役割が薄れていないか。	□問題あり □問題なし	
	廃止・休止の影響【22】	事業を止めた場合、受益者に不利益が生じる等の影響があるか。	□影響あり □影響なし	
有効性〈判定〉C	目標の達成度【23】	成果指標の目標値は達成できたか。	□達成 ☑未達成	家庭から排出される廃棄物は増加してきているが、品目別にみると減量されたものまた、増加したものが顕著にみられる。今後も、住民一人ひとりがごみの減量化を図るために、分別方法等が分かり易いカレンダー等の改善を図りながら啓発活動を続ける。
	成果向上の余地【24】	成果がもっと上がる余地はないか。	☑余地あり □余地なし	
	上位施策への貢献度【25】	上位施策の目的達成に貢献しているか。	☑十分 □不十分	
効率性〈判定〉A	コスト低減の余地【26】	コストの低減について、これ以上検討の余地はないか。	□余地あり ☑余地なし	
	民間の活用の余地【27】	民間委託など民間活力の活用について、これ以上検討の余地はないか。	□余地あり ☑余地なし	
	執行方法改善の余地【28】	事務事業の執行上、簡素化又は改善できるプロセスはないか。	□余地あり ☑余地なし	
	事業統合の余地【29】	類似する他の事務事業との統合について、これ以上検討の余地はないか。	□余地あり ☑余地なし	
公平性	受益者負担の余地【30】	受益者負担について、これ以上検討の余地はないか。また、対象、負担額等は適切か。	□余地あり □余地なし	

≪今後の方向性と改善≫

今後の方向性【31】	□拡充して継続 ☑現状のまま継続 □縮小を検討 □休止・廃止を検討 □細事業の効率化【 □改善・見直し □民間活用 □他事業と統合 □廃止 】
判断理由及び見直し・改善の具体的内容	家庭ごみの排出量に極端な増加は見られないため、今後もごみの減量化に向け、生ごみの水切り等の推進、分別徹底など住民へ根気よく啓発活動を続けていく。
昨年からの見直し・改善状況【32】	特になし

■評価責任者記入欄■

		評価責任者
評価責任者(課長)の所見【33】	一般廃棄物収集運搬、不法投棄回収業務は、今後も民間事業所に委託しながら、適正な処理を行っていく。	村﨑　信介